

平成30年度

臨時 役員会(理事・監事)

議 事 録

平成31年 1月11日(金) 15:00～
福岡生活衛生食品会館 3F 事務局
一般財団法人 福岡県学校安全振興会

平成30年度 一般財団法人福岡県学校安全振興会 臨時役員会 議事録

日 時 平成31年1月11日(金)15:00～

場 所 福岡生活衛生食品会館 3F 事務局

<出席者> 在籍数 理事6名 監事4名のうち、理事5名 監事2名出席 (敬称略)

○理事 今富英樹 大澤俊朗 鶴我哲夫 一木栄子 平野孝幸

○監事 金子政彦 松岡優子

<役員会>

1 開会のことば(事務局長)

2 理事長 挨拶(今富理事長)

3 出席数確認(事務局長)

… 役員会の成立を確認

4 議長及び議事録署名人の選出

(1) 議長

一般財団法人福岡県学校安全振興会定款第33条第3項に基づき、今富理事長が議長就任する。

(2) 議事録署名人

定款第37条第2項により、議事録署名人として、理事長及び監事2名を選出する。

5 議 事

第1号議案 「第63回九州地区高等学校 PTA 連合会大会福岡大会」に係る後援・協賛広告について

○議長 : 事務局に説明を求める。

●事務局 : 第2回役員会の折に、協賛広告については決議されたが、紙面の大きさは決まっていなかった。また、後援について理事長と県高P連の三根会長とで協議を行うこととなっていた。その結果について理事長から報告をお願いする。

○議長 : 理事長として12月7日に県高P連三根会長との協議した内容を報告する。

「主催が九高P連であることから、後援については、本県高P連単独では決定できない。九高P連での協議を受けて決まることになる。」現時点では、三根会長から回答を受けておらず、2月中旬の九高P連の会議の結果を受けての回答となる。

●事務局 : 協賛広告の紙面の大きさと金額については、前回の会議の折に示したとおりである。ここで、広告協賛の紙面の大きさ決めていただきたい。

◎A 理事 : 県高P連の地区研修会に於いても各地区10万円の助成を行っているので、1ページ10万円の協賛広告を行ってはいかがか。

◎B 理事 : 予算的には大丈夫か、また、広告内容はどうなるのか。

- 事務局：予算的には大丈夫。広告内容は、「共済事業概要」をよりわかりやすくしたものと考えている。次回の役員会で案を示したい。
- 議長：第1号議案について質問・意見を求める。
質問・意見なし。
- 議長：第1号議案について、後援は三根会長からの回答を待つこととして、「協賛広告は1ページ10万円」で良いか。

全員承認。

第2号議案 治療共済金「共済金額」改定(上限設定)について

- 議長：事務局に説明を求める。
- 事務局：第2回役員会の共済内容改定の決議を受けた。共済内容改定については、総合的に考える必要があることから、関連する第2号議案～第4号議案までの具体案の概要を説明。その後、収支バランスの悪化の現状及びその背景から、治療共済における改定案として給付額10万円の上限を設定する案を提案。
- 議長：第2号議案について質問・意見等を求める。
- ◎C理事：1災害当たりの治療共済金の平均が3.3万円であることと、本会の共済金がセンター見舞金の上乗せ給付からすると、支給上限を10万円に設定する案でよいのではないか。
- ◎A理事：事務局からの説明では、上限10万円の設定することで、年間約100万円の支給削減となるようだが、生徒数減少による収入減にも対応できるのか。
- 事務局：支出減に向けた災害防止への働きかけに努めていくとともに、3年先の生徒数3%減少に対して補償内容改定の2020年度から数年間の状況を見ながら、厳しい状況が続けば、第2段の会費改定を検討していく。
- ◎A理事：継続治療の場合は、現行センター給付が500円以上から本会に請求できるようだが、上限設定と合わせてこれを1500円に引き上げて、事務手続きや送付料の軽減を図ってはどうか。
- ◎B理事：治療継続の請求については、現行のセンター支給500円以上から1500円に引き上げることによって、事務手続きや送付料等の軽減につながりよいのではないか。
- ◎C理事：請求の仕方については、個人の請求が500円以上からでなく、学校として1500円以上になって請求する方法もあるのではないか。
- 事務局：この件については、収支への具体的な数値データを調査して、改めて提案したい。
- ◎D理事：学校現場では、5万円を超える大きな災害の場合には請求しやすいが、少額治療費の累積金額によって請求する場合は見落としやすい。また、10万円の上限設定についても、今後は請求金額の確認作業が必要となってくると思う。
- A理事：この件に関しては、事務局の方で学校の事務担当から意見を伺う等して、やりやすい方法を考えて欲しい。
- 議長：第2号議案について質問・意見を求める。
質問・意見なし。
- 議長：第2号議案について、「治療共済金の給付上限額を10万円とする。」で良いか。

全員承認。

第3号議案 死亡共済金「共済金額」改定について

- 議長：事務局に説明を求める。
- 事務局：新年度からのセンターの死亡見舞金引き上げに合わせて、本会もこれまで通りにセンターの5割給付すると、最高100万円の給付増になる。また、給付率を4割にすると200万円減になる。したがって、会費値上げを行わずに、本会の存在意義を考えて、現行の最高支給額1400万円に固定した給付としたい。なお、通学中や本人の過失割合減額については、センターに準ずるとする。
- ◎C理事：過去の死亡共済の実績はどうなっているのか。
- 事務局：平成21年度に、休み時間中の突然死ということで、センターの死亡見舞金1400万円の5割の700万円を給付しているが、ここ近年の給付実績はない。
- ◎B理事：稀なケースであり、会費値上げをしないのであれば、現行の金額が妥当と考える。
- 議長：○議長：第3号議案について質問・意見を求める。
質問・意見なし。
- 議長：第3号議案の死亡共済金については、「センター支給額の5割給付でなく、現行の最高額1400万円とする。なお、通学中や本人の過失割合減はセンターに準ずる。」で良いか。

全員承認

第4号議案 後遺障害共済金「共済金額」改定について

- 議長：事務局に説明を求める。
- 事務局：新年度からのセンターの後遺障害見舞金引き上げに合わせて、本会もこれまで通りにセンターの5割給付とすると、1級で最高115万円の給付増になる。また、給付率を4割にすると200万円減になる。したがって、会費値上げを行わずに、本会の存在意義を考慮して、1級の場合これまでの給付最高額1885万円とし、以下各等級に応じて現行の金額に固定した給付としたい。なお、通学中や本人の過失割合減額については、センターに準ずるとする。
- ◎B理事：後遺障害には、過去どのような事例があるのか。
- 事務局：今回の資料にも掲載しているように、近年で多いときには年間2200万円から2700万円の給付がある。本年度も既に昨年度を上回る590万円を支給しており、事例として下腹部機能障害や視力障害等がある。
- ◎C理事：後遺障害については、卒業後の進路選択にもかかわってくる問題であり、可能な限り充実した補償内容であるべきと考える。
- ◎A理事：給付率を5割から4割に下げられることも考えられるが、補償内容がかなり減額されるので、現行の給付金額とする案で良いのではないか。
- 議長：第4号議案について質問・意見を求める。
質問・意見なし。
- 議長：第4号議案の後遺障害については、「センター支給額の5割支給でなく、1級の最高額1885万円から14級の41万円までの各等級に応じた現行の金額給付とする。なお、通学中や本人の過失割合減はセンターに準ずる。」で良いか。

全員承認。

○議長：その他、質問・意見がないため今回の議案を全て終了。本日の審議のご協力に感謝すると同時に今後のご支援をお願いし退任。

以上をもって全議事を終了する。

……報告事項……

報告事項1、2、3、4について、事務局長から詳細内容を報告。

その他として、第3回役員会の日時及び第2回コンプライアンス委員会の開催確認を行う。

6 閉会のことば(事務局長)

「各役員の協力を依頼、又議事録署名をお願いして閉会。」

以上決議を明確にするため議事録を作成し、議長並びに議事録署名人にて次に記名押印する。

平成31年1月11日

一般財団法人 福岡県学校安全振興会

議長(理事長)

印

議事録署名人(監事)

印

議事録署名人(監事)

印